

「素形材産業取引適正化委員会」開催要綱

1 背景・目的

我が国の素形材産業は、ものづくりの基盤を支える重要な産業群であるが、その大部分が中小企業であり、またサプライチェーンの構造上、取引における立場も弱い場合が多い。さらに、国内需要の減少と取引先企業のグローバル調達が進展し、系列取引が徐々に崩れつつある中で、長期継続的な取引を前提として維持・発展してきた旧来の商習慣が必ずしも最適解ではなくなってきた。

経済産業省では、平成28年9月に政策パッケージ「未来指向型の取引慣行に向けて」を公表し、3つの基本方針(①公正な取引環境の実現、②親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」、③サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備)に基づいて法令対応、指針等の策定、普及啓発に取り組んできたところであり、一定の成果が出ているところであるが、業界全体ではいまだ十分に浸透していないのが実態である。

素形材企業及び取引先企業双方において適正な取引を追求することは、強靭なサプライチェーンを構築することにつながり、素形材企業の長期安定的な部品供給責任の確保、製品品質やサービスの向上の実現等を通じて我が国ものづくり産業の競争力強化に資するものである。素形材企業及び取引先企業の競争力の強化を図るため、「素形材産業取引ガイドライン」の改訂を含め、適正な取引のあり方について検討を行う必要がある。

2 名称

本会議は、「素形材産業取引適正化委員会」と称する。

3 検討事項

- (1)素形材産業取引ガイドラインの改訂に向けた検討
- (2)素形材産業における取引適正化に向けた産業界内外の取組

4 構成及び運営

- (1)本会議の構成員等は、別紙のとおりとする。
- (2)本会議には、委員長を置く。
- (3)委員長は、本会議を招集し、運営する。
- (4)委員長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (5)本会議は、原則非公開とする。議事要旨については、会議終了後速やかに作成し、会議後1週間以内を目安として公開する。個別の事情に応じて、資料を公開するかどうかについての判断は、委員長に一任するものとする。
- (6)作業会合の構成員及び運営に必要な事項は、委員長が定めるところによる。
- (7)その他、本会議の運営に必要な事項は、委員長が定めるところによる。

5 その他

本会議の庶務は、経済産業省製造産業局素形材産業室がこれを行うものとする。